

令和6年4月1日

スタート

相続登記の申請が  
義務化されます

ご存じ  
ですか


詳しくは、裏面をご覧ください




不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」


法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号  
盛岡地方法務局

 相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。



 令和6年4月1日以前に、相続により不動産の所有権を取得している相続人も、**令和9年3月31日まで**に相続の登記をしなければなりません。

 正当な理由がないのに義務に違反した場合、**10万円以下の過料**の適用対象となります。

●相続した土地・建物の相続登記をしましょう！

今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています。

●登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください。

●登記の**専門家である司法書士**への相談もご検討ください。



免税措置について、  
詳しくはコチラ



登記手続きについて、  
詳しくはコチラ！



岩手県司法書士会  
ホームページはコチラ！



## お問い合わせはお近くの法務局へ

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| ① 盛岡地方法務局 | 0 1 9 - 6 2 4 - 1 1 4 1 (代表) |
| ② 花巻支局    | 0 1 9 8 - 2 4 - 8 3 1 1      |
| ③ 二戸支局    | 0 1 9 5 - 2 5 - 4 8 1 1      |
| ④ 宮古支局    | 0 1 9 3 - 6 2 - 2 3 3 7      |
| ⑤ 水沢支局    | 0 1 9 7 - 2 4 - 0 5 1 1      |
| ⑥ 大船渡出張所  | 0 1 9 2 - 2 6 - 2 6 0 6      |

①の法務局にお電話する際は、音声案内「2」をお選びください。

②～⑤の法務局は、音声案内「3」をお選びください。

盛岡地方法務局のホームページはこちら

